

# 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 (令和7年度第1回)

日時:令和7年8月 27 日(水曜日)

午後3時から午後5時まで

場所:宮城県行政庁舎9階 第一会議室

(対面、オンライン併用)

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - (1) 令和 7 年度公共事業再評価について
  - (2) 令和 7 年度公共事業再評価の審議について
4. その他
5. 閉会

○武田企画・評価担当課長：ただ今から、令和 7 年度第 1 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は対面方式とオンラインの併用による開催となります、オンラインでご参加の方に配慮し、御発言の際は、お手元のマイクをご使用くださいますようお願いいたします。

また、ハウリングの可能性がございますので、御発言の時以外はマイクの電源をお切りいただくようお願いいたします。

初めに、開会に当たりまして、宮城県企画部長の梶村和秀よりご挨拶を申し上げます。

○梶村企画部長：皆さんこんにちは。本日は御多忙のところ、宮城県行政評価委員会公共事業評価部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ですけども、評価対象事業といたしましては、一般国道 286 号支倉道路改良事業、それから出来川総合流域防災事業、洞堀川総合流域防災事業の 3 件となってございます。

これらいずれの事業も県民の暮らしや安全に密接に関わるものでございまして、県民の方々の御理解をいただいた上で進めていくことが重要であると考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、今日の全体事業の説明の後、来月には委員の皆様には現地を視察していただき、10 月に再度評価部会を行いまして、12 月には答申をいただきたいと思ってございます。

それでは本日よりどうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。

○武田企画・評価担当課長：続きまして、本日お集まりの委員の皆様を御紹介させていただきます。お配りしている次第の次のページに出席者名簿がございますので、名簿順に御紹介させていただきます。

初めに、部会長をお願いしております、吉田朗委員でございます。

続きまして、オンラインでご参加いただいております副部会長をお願いしております、庄子真岐委員でございます。

内田美穂委員でございます。

北辻政文委員でございます。

高橋美穂委員でございます。

三戸部佑太委員でございます。

なお、越村俊一委員からは欠席の御報告をいただいております。県職員に関しましては、名簿での御紹介に代えさせていただきますので、御了承ください。また、企画部長の梶村ですが、ほかの公務のため、ここで退席させていただきます。

○梶村企画部長：それでは皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○武田企画・評価担当課長：続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は吉田部会長をはじめ、6名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため、本会議については録画等させていただきますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、吉田部会長にお願いいたします。

○吉田部会長：皆様、本日は大変お忙しい中、第1回公共事業評価部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

部会長を務めさせていただいております、東北芸術工科大学の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

近年の公共事業を取り巻く環境は、大きく変化しています。最近では九州において線状降水量が発生し、土砂災害や河川氾濫といった甚大な被害をもたらしました。また、カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報・津波注意報が出されるなど、激甚化・頻発化する自然災害への対応は、私たちの喫緊の課題であり、防災・減災、そして国土強靭化の重要性は、ますます高まっております。

また、人口減少や少子高齢化が進み、人手不足や資材価格の高騰など、事業を推進する上の課題も山積でございます。

このような状況の中、持続可能な社会の実現に向け、限られた財源を最大限に活用し、費用対効果を高めることが求められております。そして、真に県民の皆様の期待に応える事業を見極めることが、これまで以上に重要になっていると考えます。

本部会では、県民の安全安心を支える県土づくりのため、道路整備、河川整備などの公共事業の継続の妥当性について、県民の生活の質と事業費の関係、あるいは事業の公平性と効率性の観点から、適切に判断してまいりたいと考えております。

そのため、委員の皆様には、専門的観点からどうぞ活発な御議論をお願い申し上げたいと思います。これを私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

まずお手元の資料1を御覧ください。

令和7年度公共事業再評価については、8月1日付で知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。この諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定により、本部会において調査審議を行うことになっており、本日皆様に御出席いただいているところです。

それでは、令和7年度公共事業再評価について、事務局から説明をお願いいたします。  
○武田企画・評価担当課長：それでは、事務局の総合政策課から、公共事業再評価について、制度などの面も含めまして御説明をさせていただきます。

今年度、先ほど部長挨拶でも申し上げましたが、3つの事業、道路事業1件、河川事業2件の評価に対する御審議をお願いすることとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、資料2の令和7年度公共事業評価調書の要旨について御説明をいたします。こちらは評価制度と今回対象とする3事業分を1枚にまとめた概要資料を後ろの方につけております。

まず1ページ目をお開きいただきますと、こちら公共事業再評価の目的などが記載されてございます。2の(1)に記載のとおり、公共事業の再評価の目的は、事業の効率性、透明性向上のため、着手後一定期間を経過したものについて、事業継続の妥当性を再検討するというものになっております。

評価の対象は、2の(2)の①から⑤に記載のとおりですが、今回評価いただく予定の3つの事業については、このうち②の「事業着手年度から10年度以内に完了が見込まれない事業」である道路事業1事業、そして③の「再評価後5年度以内に完了が見込まれない事業」である河川事業の2事業が該当しております。

また、評価の基準につきましては、(3)の①から⑤までに記載のとおりでございまして、これら5つの基準に沿った県としての自己評価を行い、再評価調書を取りまとめております。

続いて2ページの方を御覧ください。こちらは評価の流れをお示しております。下のフロー図を御覧いただきますと、本日の部会での審議は、フロー図の「4番」のところに該当いたしますが、そちらに至るまで、再評価調書等を作成した上で、この調書の公表要旨を公表しております。また並行しまして、県民意見聴取、いわゆるパブリックコメントの方も現在実施中でございまして、8月末日を期限としております。この先、御審議いただいた後には、部会での審議、答申を踏まえた評価結果を県として確定させ、評価書等の公表、議会報告等へと繋がる流れとなっております。

この資料2の3ページの方には、再評価調書の概要を記載しておりますが、それほど各事業担当課から詳細について説明させていただきますので、私からの説明は割愛させていただきます。

続いて資料3の方を御覧ください。こちらは今年度の部会の開催日程を記載しております。本日の第1回部会の終了後、9月12日に現地調査を行う予定としております。その後、

10月30日には第2回目の部会、11月21日には第3回目の部会を予定しておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

続いて資料4をご覧ください。こちらはA4横の資料ですが、道路事業と河川事業の便益の考え方をまとめた資料となっております。それぞれ国のマニュアルに基づいて費用便益の分析を行いますけれども、道路事業と河川事業で、便益の考え方が少し異なっておりますので、それを参考に示しているものになります。道路事業では、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3つの項目で便益を算定し、河川事業の方では、河川改修によって軽減される被害額を直接被害と間接被害に分けて便益を算定しております。こちらは参考資料となります。

続いて、右上に（別紙）と書かれておりますA4判の資料になりますが、こちらは8月上旬に公表した調書等の資料について、委員の皆様方からの御指摘や記載漏れがあった箇所などについて修正したものを、修正前・修正後という形で分かりやすくまとめた対比資料になります。

本日お配りしている資料5と資料6の方で修正を入れさせていただいておりますが、今日お配りしているものは修正を反映したものになっておりまして、その中で修正箇所は赤字で記載しておりますので、この別紙は参考として御覧いただければと思います。

最後に、参考資料です。8月1日に資料を公表して以降、委員の皆様方から事前に頂戴した御質問と、それに対する県の回答をまとめたものになっております。本日、各事業の説明の中でも、これらについては触れさせていただく予定です。

私からの説明は以上になります。

○吉田部会長：はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について、御質問、御意見はございませんでしょうか。

庄子先生、いかがでしょうか。

意見がないようなので、以上で議事1を終了します。

引き続き、議事2に入ります。

事業担当課から事業について説明をいただき、質疑応答の時間を設け、3つの事業全体で16時45分まで審議を進めたいと思います。

なお、事業の質疑応答の後に、本日の審議について、委員の皆様の了解が得られた場合には、「継続妥当」など部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと思います。

最終的な審議の結果は、本日の意見を踏まえ、今後開催を予定している第2回部会、それから第3回部会において決定したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

今回対象事業は全て土木部の事業となっております。

それではまず、道路課の方から説明をお願いします。

○永澤道路課長：はい。事業を担当しております、道路課長の永澤と申します。

本日はよろしくお願ひいたします。

まず、資料 6 の 1 ページ目を御覧ください。こちらを中心に説明を進めたいと思います。  
一般国道 286 号支倉道路改良事業について御説明いたします。

上段から全体事業費は 55.7 億円、平成 28 年度から事業に着手しまして、令和 11 年度に完了予定となってございます。

評価対象理由としましては、事業着手から 10 年経過し、事業を継続していることから、今回再評価で御審議いただくこととしてございます。

次に 1 事業の概要の欄になります。東北地方南部における東西主要幹線道路を構築する国道 286 号におきまして、幅員狭隘、線形不良区間がございます。安全な通行に支障をきたしていることから、バイパス整備による線形改良により安全で円滑な交通の確保を図ることを目的に、道路改良を実施するものでございます。

1 ページ目、左上に示した位置図を御覧ください。本事業は仙台市と川崎町の行政界をまたぐ箇所に位置してございます。

右上に示した平面図を御覧いただきたいのですが、図面の右上から左下まで通る赤い実線。こちらが現在使われている現国道でございまして、黒色、青色、緑色の破線となっておりますのが、今回の評価対象事業となっております支倉道路改良事業で計画しているバイパスルートとなってございます。

仙台市と川崎町の行政界から西側の約 1.3km は宮城県、東側の 1.4km は仙台市で整備を進めてございまして、全体として橋梁 3 橋、トンネル 2 本を計画してございます。

右上に少し見づらいのですが方位マークを示しております、左側が西、右側が東となってございます。

次に左下の標準断面図を御覧ください。車道幅員が 6.5m、全幅が 12m となっておりまして、仙台市側から川崎町側に向かって左側に幅員 3.5m の歩道を設置する予定となっております。この横断図は仙台市を背に川崎町側を見ている断面になっております。

右下になりますが、令和 7 年 2 月時点の現地の状況を掲載しております。この写真は橋梁の上部工を架設する際の仮設備を組んで、かなり大規模なものになりますが、これを組んで作業を進めている状況になっております。

次に 2 ページ目を御覧ください。

(1) 事業内容についてです。

令和 6 年度末時点の事業費ベースの進捗率は 35.5%です。そのうち用地費は全て 100% 執行済みとなっております。令和 6 年度の工事は橋梁上部工の桁製作、令和 7 年度は引き続き橋梁上部工の架設及び道路改良工を推進しているところでございます。

(2) 事業費についてですが、事業着手時は 39.6 億円でしたが、物価変動、消費税率改定、現場条件等の変更などに伴いまして増額しており、今回再評価時においては 16.1 億円の増額の 55.7 億円となっております。この増額の理由について、詳細な内容についてご説明いたします。

資料 6 の 3 ページ目を御覧ください。事業費増額となった要因についてまとめてございます。主な要因としましては大きく 2 つございます。

まず 1 つ目は、物価変動と消費税率改定に伴いまして 14.8 億円増額 しております。14.8 億円の内訳としまして、物価変動により 11.9 億円の増額、消費税率の改定により 1 億円、働き方改革にかかる諸経费率上昇により 1.9 億円の増額の計 14.8 億円の内訳となってございます。

資料 6 の 4 ページ目を御覧ください。

2 つ目の主な要因は、現場条件の変更に伴いまして 1.3 億円増額しております。こちらは 3 号橋梁の A2 橋台、標準断面図左下に掲載しております。この工事用道路及び A2 橋台下部工基礎の杭の施工をしたところ、岩塊及び玉石が多数発生したことから、その破碎及び運搬によりまして 1.3 億円増額となってございます。

資料 6 の 2 ページ目にお戻りください。

(3) 事業の進捗状況についてでございますが、全体延長は 1.3km で、まだ供用等はしておりませんので、今回の時点では 0% となってございます。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等についてですが、本路線は災害対策基本法に基づきまして、宮城県防災会議が策定した宮城県地域防災計画において、第 1 次緊急輸送道路として指定されており、県内で被災があった際には、本路線を介して被災地への物資輸送等に利用されるなど、災害時の緊急輸送道路として重要な役割を果たすこととなります。

また、国道 286 号は宮城県と山形県を結び、東北地方南部における東西主要幹線軸を構築する重要な路線となっておりまして、当該工区においては、川崎町と仙台市の行政界に位置し、仙南圏域の地域交流の要所となってございます。

②の地元情勢・地元の意見の欄でございますが、こちらは安全な通行に支障をきたしているということで、本事業が完成することで幅員狭隘、線形不良が解消され、安全で円滑な交通が確保されるなど、地元関係者から早期完成の期待が寄せられており、事業効果の早期発現に向けて引き続き事業を推進していくこととしております。

(5) 期待される効果としましては、(1)から(4)の 4 項目で記載しておりますが、車両通行の安全確保、緊急輸送道路としての機能強化、安全安心な暮らしの利便性向上、防災機能の向上を見込んでおります。

(6) 代替案との比較検討についてですが、事業着手時において複数の案で比較検討を実施しており、経済性等の観点から評価しまして、最も優位となる案を選定しております。

(7) コスト縮減計画については、道路工事に使用する碎石、アスファルト合材について再生資材を積極的に活用していくこととしております。

また、本工事のトンネル掘削に伴い、工事間で調整がつかない建設発生土については、トンネル掘削は来年度以降予定しておりますが、民間の建設発生土の受入れ先の公募も含めまして、検討するなど、資源の有効活用や工事のコスト削減を図っていくこととしてございます。

(8)費用対効果になります。

走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益のいわゆる3便益で算出しておりまして、費用便益比は事業全体で1.08、また残事業では2.85となっております。

事業着手時の費用便益比につきましては、事業着手前年度に行う県の着手時評価が震災以降休止していたため記載しておりませんが、国土交通省の補助事業に採択されて事業を実施しております。その採択時に算出しているB/Cは1以上であり、当該事業着手時は1以上あることを確認した上で事業化しております。

以上のことから、3の評価の欄になりますが、県の対応方針としましては、当該道路の整備により車両通行の安全確保、また、第1次緊急輸送道路としての道路ネットワークの機能向上につながることから、目標である令和11年度の早期完成に向け事業を進めていく必要があることから、事業継続と考えております。

次に、この資料6に続きまして、参考資料の方を続けて御説明したいと思います。

参考資料A3判の質疑一覧表になります。こちら、事前の質問として各委員から出されたご意見、ご質問、県の回答の方針について整理しております。当事業については1番から5番まで、上5つになります。上から順に説明していきます。

まず1件目です。吉田部会長から頂戴しております。

質問内容ですが、「国道286号は仙台市と山形市を結ぶ主要幹線道路であり、村田JCT前後で通行止めが発生した場合の唯一の代替ルートとなっている。しかし冬期の積雪や夏季の大暴雨においては、当該事業区間がネックとなり、代替ルートとしての機能を十分果たせていない状況となっていることから、本事業が完成されることにより、仙山交流と広域通行の安心安全に大きな効果をもたらすことが期待される点を明記すべき」というご意見をいただいたところでございます。

また別紙をご覧ください。この点について、吉田部会長からの御意見について、別紙1ページ目に修正後として赤字で追記してございます。このような形で再評価調書と再評価調書の説明資料に追記しております。

いただいたご意見を踏まえまして、仙山交流と広域通行の安心安全に大きな効果をもたらすことが期待される旨を調書に記載させていただきました。

次に2件目です。内田委員から頂戴しております。「仙台市施行分の進捗状況と完成予定期について」の御質問になります。こちらについては、仙台市施行分についても宮城県と同様に平成28年度から事業着手しており、令和11年度と同じ完成時期を目指して事業を推進していると伺っております。当然、仙台市と事業調整を図りながら、同時期に早期完成に向けて事業を進めております。同じ時期の完成を目指して現在、仙台市と県で一緒になって事業を進めている状況でございます。

また仙台市の進捗でございますが、資料6の1ページ目に平面図に1号橋が仙台市分として記載されていると思います。右上になります。仙台市の進捗状況は、この1号橋の上部工事を施工していると伺っております。進捗率としては、当県と同程度の進捗状況と伺っ

ております。

次に3件目です。吉田部会長から、「B/Cの算出にあたってコストはリアルタイムで物価上昇を考慮されていると思いますが、走行時間便益の時間価値は賃金率上昇等の物価変動を今回算出するB/Cに加味されているのか」との御質問をいただきました。

こちらについては、回答欄に記載のとおり、B/Cの算出にあたっては国土交通省で令和7年2月に発表しているマニュアルを用いて算出しております。現時点での最新のマニュアルとなっており、そのマニュアルに反映されている時期までは物価上昇を考慮した形になると考えております。

この表現は分かりづらいかもしれません、要はマニュアル上の便益の原単位が、令和6年度時点の原単位として使用するデータ原単位がございます。ということは、令和6年度までの物価上昇のトレンド、その時点まで、令和7年2月ですので、それまでの物価上昇も合わせてB/Cの算出に反映されているということになります。

このマニュアルは当然2~3年のタイムラグが生じてしまいますが、国の方も適切な便益・費用を算出するにあたって、マニュアルの改定は2~3年周期で実施する必要があるということで、逐次改定されております。その最新のマニュアルを使うことでクリアできると考えております。

次に4件目です。内田委員から、「今回の歩道幅員を3.5mとしておりますが、バイパス整備する前後区間の歩道の幅は同様か」との御質問をいただきました。

こちらについてはお見込みのとおり、バイパス整備する前後の区間も幅員3.5mの歩道をすでに整備しておりますので、そちらと合わせた幅員3.5mを今回のバイパス整備でも採用しております。

次に5件目です。三戸部委員から、「B/Cはわずかでも1を上回っていれば基本的には問題ないという見方で良いのか。目安として1.1が望ましいなどの基準はあるのか。」との御質問をいただきました。

こちらについては、B/Cはあくまで指標の1つであり、1以上が目安と考えております。特に明確に「必ず1以上でなければ事業を進めては駄目だ」という決まりはございませんが、公共事業、公共施設整備である以上、かかる費用に対して便益の方がそれよりも上回ることを確認しながら、事業を進めるべきではないかと考えております。

事前にいただいていた御質問およびその回答については以上になります。

道路課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田部会長：はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について、御質問、御意見をお願いしたいと思います。

事前質問をされた委員の方も本日いらっしゃいますが、事前質問をされませんでした、庄子委員、北辻委員、高橋委員はいかがでしょうか。ぜひお願いしたいと思います。

○北辻委員：宮城大学の北辻です。御説明ありがとうございました。再評価ということですが、結果的には完成年度の延期もなく、満足しています。物価高騰で事業費は上がっています

すけれども、この事業そのものは結論から言えば、良いと思います。

ただ、もう少しその評価の価値を膨らませても良いのではないかと感じます。部会長から冬期の話も出ましたが、例えば、あの地区にはみちのく湖畔公園があり、休日などのかなりの渋滞緩和に影響するのではないかという点が1つありますし、当然、支倉台もありますし、川崎町には一本道しかありません。朝の通勤時の渋滞緩和などもかなりあるのではないかと個人的には思うのですが、そういう説明がなかったのが1点。

それから、資料5の12ページに、細かく事業効果が整備あり・なしでの効果が記載されていますが、ここではお金の方ではかなりの事業効果があり、時間短縮によって320億円ですかね。320億4千百万円でしたでしょうか。全体の短縮便益がありますよね。資料4にも金額が記載されていますが、我々が一般的に「この工事によってどのくらい短縮できたのか」という時間的なものが分かると、一般の県民も分かりやすいと思います。これは仙台市と分けて県単独の部分だけをご説明されていますが、これは繋がっていますよね。ですから、全体での評価を、重要な部分だけで良いので、例えば時間短縮がいくらになった、県の部分はここ、仙台市の分と分けるのはいいんですけど、それを示すとより分かりやすいと考えますので、御検討いただければと思います。

○永澤道路課長：はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、我々、公共事業を実施する事業主体側、県側と言いますか、仙台市側と言いますか、こちらで分かっていて事業を進めているつもりでも、それがうまく、便益であったり、こういった効果であったりを、もっとPRすべきだと思います。当然、それはあって事業を進めるのは当然のことですが、それをうまくアピールすべきだと思いますので、その方向で今後、仙台市と一体となって効果を発現する部分ですとか、走行時間の短縮が具体的に何分程度短縮されるかなどを記載していきたいと思います。

これは調書の方を修正・追記する、あるいは膨らませる形で対応したいと思います。

○北辻委員：せっかく良い事業ですので、もっとアピールすべきだと思います。

○永澤道路課長：もっと分かりやすく記載したいと思います。

○吉田部会長：はい、ありがとうございます。

私から今の件について補足したいのですが、詳しく資料を見ると、交通量の予測では時間短縮によって交通量の転換も加味されているので、単純に「時間短縮が何分あります」というだけでは少し不十分なんですね。ですから、その点に配慮した表現でお願いしたいと思います。

○永澤道路課長：はい、承知いたしました。

○吉田部会長：はい。このルートは私、もう33年間の通勤ルートでありますので、毎日の現場は見ております。

○永澤道路課長：ありがとうございます。

○吉田部会長：ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。庄子委員、お願いします。

○庄子副部会長：はい。ご説明ありがとうございました。一つですね、進捗率のところについてご質問なのですが、事業が始まりまして、今多分9年ぐらい経っており、あと4年で完了ということですが、それに対して進捗率が35.5%ということで、再評価調査の方を見ますと、工事の着手年度が令和2年度ということなので、ちょうど今半分ぐらいなのかなと思いますが、少し進捗が遅いのではないかと感じています。

調査の中にも順調でない場合の要因が記載されていますが、このあたり少し説明していただいてもよろしいでしょうか。

あと4年で工事が完了するのかというところで御質問でございます。

○永澤道路課長：はい、ありがとうございます。

進捗状況の御質問をいただきましたが、確かに4割弱の進捗ということで、事業が終わるのかという見方もございます。ただし、まず用地が全て完了しております。我々公共事業を進める際は、まず公共用地として使用する用地の確保が第一前提で、その次に工事が乗り込めます。

事業が遅れる原因として、用地取得に時間がかかってしまい、そこが取得できずに残ってしまい、なかなかその部分に着手できないという状況が見受けられるのですが、当工区はそれもなく、皆様にご協力いただきまして公共用地を確保しております。

加えて、残りの工事はトンネル工事がメインとなっております。上部工も製作しましたし、現在架設中です。来年度以降トンネル工事に入っていきますので、そのトンネル工事の掘削費用が相当量のウェイトを占めますから、それで大体残り6割ぐらいとなっております。

ただ、準備段階として、もうすでに、来年度から始められるよう、当然これは仙台市とも一緒に工程調整しながら進めておりますが、一部仙台市は今年、先行してトンネルに着手することになっています。

県も来年度からメインとなるトンネル掘削工事に入りますので、事業の遅れの心配は今のところ我々は想定しておりません。順調だと思っております。

○吉田部会長：庄子委員、いかがでしょうか。

○庄子副部会長：はい、分かりました。ありがとうございます。

この数字だけ見ると少し遅れているのかなと感じるところもありますので、順調であるならば順調であるという旨をどこかに記載していくと良いのかなと感じました。

もし遅れることになると、多分物価も上がると思いますので、ぜひ予定どおり進めただければと思います。

○永澤道路課長：はい、ありがとうございます。

○吉田部会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。高橋委員お願ひいたします。

○高橋委員：会計士の高橋と申します。

この事業費増額となった要因について、物価変動による増額が非常に大きいんだなというのは、このグラフを見てもとても分かりやすく、1.3倍ぐらいになっているんだなと。消費税率と働き方改革を考慮すると、建設コストが1.5倍ぐらいになっているんだなという

のも、このグラフを見てとてもよく理解できました。

一方で、資料 5 の 2 ページ目の、事業着手時と再評価時の見直しの資料を見ると、今回の再評価時の増加のところが、橋梁工のところに 10 億円増加が寄っている形で、全体として増えているというよりは、橋梁工のところが増えているという印象を持つのですが、これは道路改良工などはある程度進捗が進んでいて、これから行うのが橋梁工で、橋梁工の予算が今後少し増えるという理解で良いでしょうか。

○永澤道路課長： はい、ありがとうございます。

事業費増額となった要因の部分で、私の方から社会要因の変化として、物価変動、消費税率改定、働き方改革による諸経費率上昇、また、計画内容の変更で、現場条件の変更に伴う増額という説明させていただきました。

資料 2 ページの、橋梁工で 10 億円、道路改良工で 5.7 億円ということで、こちら事業費計画内容の変更による 1.3 億円分が、いわゆる橋梁工の方に乗っかってきているという話になります。それでもその差が 4.3 億円あるのですが、それはおそらく橋梁工事の方が道路改良のウェイトよりも費用部分で割合が高いので、このような割合で 5.7 億円と 10 億円という増減に記載されているのだと思います。

より詳細な内容については確認したいと思います。

○吉田部会長： ありがとうございました。橋梁とか構造物は資材もかなり費用がかかりますので。

○永澤道路課長： そうですね。

○吉田部会長： 一通り委員の皆様からご意見を伺いましたが、他に何かございますか。大丈夫でしょうか。

私からですが、やはり B/C が 1.08 という値で、三戸部先生からもご指摘いただいているのですが、この 1.08 という、1 をギリギリ超えているという点が少し気になっています。

1 つはその 1.08、1 をギリギリ超えているけれども、何か不確実な要因が入った時に、もしかしたら 1 を下回るかもしれないという想像もしてしまうので、申し上げますと、1 つは先ほど説明いただいたように、コストの方は、令和 6 年度末で加味されているということですが、物価上昇の後に賃金率のアップが来るので、時間短縮便益の元になっている賃金率は、その後に上がってくるため、その分、便益がコストに比べると低く評価されてしまっているという点が 1 つだと思います。

それから、これは見てのとおり、便益の大半が時間短縮効果なので、実際には時間短縮だけでなく、私からも指摘させていただきましたが、山形道が通行止めになった時の代替ルートとして使えるかどうかという点。これは本当に県民の安全安心を左右する部分ですので、そうした時間短縮便益では測れない効果も多くあるということもあるので、もう少し補強していただきたいなとは思います。ですから、便益自体は過小、あるいは安全側というか、最低限というか、そういうものだと解釈すべきではないかと思います。

○永澤道路課長： はい。私もですね、公共事業を進める、特に国土交通省所管の公共事業

は、このいわゆる3便益で全国一律のマニュアルで算定し、1を超える程度の目安であるということで、当然それに基づいて事業を進めております。

ある程度の国の採択基準も最低限それで。

場合によってはですね、我々が進めなければいけない公共事業で1を切る場合も当然想定されます。ただし、我々、宮城県のみならず他の自治体もそうですが、その場合は必要であるということを公共事業であれば、1を切ったとしても、あくまでも限られた3便益になりますので、当然、今、部会長がおっしゃったとおり、他にカウントできる便益はたくさんあります。

例えばこの3便益以外の人命に関わる部分ですとか、災害のリダンダンシーですか。そういう部分をきちんと説明できるように整理し、「この3便益以外のベネフィット分がこれだけあるのです」ということをきちんと説明しながら、事業を進めるべきではないかと思っております。

ですから、我々基本的には1を切るような事業は幸い進めてございませんが、仮にそういう場合は、他の便益もきちんと検証し、説明できる整理をした上で、県民の皆様にお話ししていくことも必要ではないかなと我々も考えてございます。

○吉田部会長：はい、ありがとうございました。内田委員お願いします。

○内田委員：すみません。今更の質問で申し訳ないのですが、時間短縮ということできなり便益が生じたということですが、これはシンプルに物理的に、従来の道路と新しい新道のほうで、距離は変わらないのでしょうか。道路がスムーズに通れるようになったから時間が短縮されたのが大きいのか、それとも物理的な距離も縮まっているのかというところ。

○永澤道路課長：はい、ありがとうございます。

実際は新しいバイパスが2.7kmになりまして、現道が2.2kmで、実はバイパスの方が距離が長くなっています。というのは、道路の線形を改良する以上、曲線半径は大きく取らなければいけません。現道はかなり狭隘区間ですか、Rがきつい区間がくねくねしており、それを正規な道路規格構造のバイパスルートで整備した場合、線形が良くなりますので、起点・終点で繋ぐと。あと経済的な、トンネルを通す位置や橋梁の位置なども加味しながら計画しますので、2.7kmと長くなっていますが、線形改良がされますので、当然道路の走行環境は向上します。大体今の試算ですと、約4分程度の走行時間短縮ということになっております。大体4分というと短いようですが、やはり道路の整備として考えた場合、かなりのそういう整備効果が見込める事業だと我々は認識しております。

○内田委員：はい、分かりました。

距離が長くなつたけれども、その分改良して、スムーズに通れるようになったことで、時間短縮にかなり繋がっているというところも、時間短縮の中に盛り込まれているということですね。はい、承知しました。ありがとうございます。

○北辻委員：制限速度は40kmから60kmに上がるということですね。

○永澤道路課長：そうです。

○吉田部会長：現在は線形が悪くて、平面だけでなく、従来も高低差があって、足も悪くて、非常に通りにくいところなので、それが、迂回するにしてもスムーズになる。

○永澤道路課長：はい。当然、設計速度も向上しますので、規格を上げて改築します。

○吉田部会長：交通事故の可能性もだいぶ下がると思います。

はい。ありがとうございました。

あとよろしいですかね。

ありがとうございました。たくさん御質問、御意見頂戴しまして、大体気になるところは御指摘いただいたと思いますので、意見の取りまとめになります。

部会としての大まかな方向性をここで決めたいと思いますが、県の対応方針としては事業継続ということで御説明がございましたが、おそらくその方向で問題ないのかなと皆さんの意見を聞いて思っております。

事業妥当の方向で部会としては意見をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

庄子委員、よろしいでしょうか。

○庄子副部会長：異議ありません。

○吉田部会長：はい。では、そのように進めてまいりたいと思います。それでは以上で道路課の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

○吉田部会長：それでは、続きまして、河川改修事業 2 事業について説明をいただきまして、その後質疑応答の時間を設けます。

こちらも本日の審議にて、委員の皆様の了解が得られた場合には、「継続妥当」など部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと思います。

それでは河川課から説明をお願いいたします。

○千葉河川課長：河川課長の千葉と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私からは出来川、洞堀川総合流域防災事業について説明させていただきます。

○千葉河川課長：初めに出来川の事業概要について説明させていただきます。

資料 6 の 5 ページを御覧ください。

事業名は出来川総合流域防災事業、国土交通省所管の補助事業となります。

全体事業費は 95 億 3 千万円。採択年度は昭和 63 年度。完成目標年度は令和 30 年度としており、前回評価時の令和 10 年度から 20 年間延伸しております。

前回評価時の平成 20 年から東日本大震災の再評価休止期間を経て、現在事業を継続していることから評価の対象としております。

次に事業の目的となります。

出来川は流下能力が低く、堤防断面が痩せた形状となっているため、大雨洪水時には漏水、天端越水などにより浸水被害が頻発しております。このため、築堤等の堤防強化により、流下能力を確保し、沿線の治水安全度の向上を図るものでございます。

河川改修延長につきましては、図では旗揚げしておりますが、明治水門から上出来川橋までの 6,330m となっており、前回評価時からの事業概要に変更はございません。

続きまして資料 6 の 6 ページ目をお願いいたします。

進捗状況について御説明させていただきます。事業内容でございます。事業区間は明治水門から上出来川橋までの区間とし、これまで漏水対策を進めてきております。

なお当該事業区間につきましては、地盤が軟弱であることから、地盤の強度を確保するため緩速載荷工法により施工しております。この工法は施工に時間を要するため、年間投資額が限られることから、完成目標年度を令和 30 年度としており、前回評価時の令和 10 年度から 20 年間延伸するものでございます。

次に(2)事業費でございます。

前回評価の 75 億 8 千万円から今回 95 億 3 千万円としてございます。詳細については 9 ページをご覧ください。事業費の増額要因といたしましては、出来川に関しましては、左側にまとめてございますが、社会要因の変化といたしまして、物価変動や消費税の改定等により、全体事業費は前回評価時より 19 億 5 千万円を増加しております。

内訳といたしましては、労務単価上昇による増額として 14 億 9 千万円、消費税率の変更に伴う増額といたしまして約 2 億 2 千万円、働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額といたしまして約 2 億 4 千万円となってございます。

続きまして 6 ページ目にお戻りいただきまして、(3)事業の進捗状況について説明させていただきます。

令和 6 年度までの事業費ベースでの進捗率は 46.1% となっております。

次に(4)事業を巡る社会情勢等でございます。

過去の浸水被害といたしまして、近年では令和元年東日本台風や令和 4 年 7 月の大震などにより甚大な被害が発生しており、床下・床上浸水のほか、町道等が冠水し通行止めとなるなど、社会経済状況に大きな影響を及ぼしております。

次に(5)期待される効果でございます。

事業区間である明治水門から上出来川橋まで堤防強化（漏水対策）を行うことにより、治水安全度 1/50 を確保してまいります。令和 30 年度までの事業完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害が軽減され、交通途絶などの被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフラインの確保が期待されます。

続きまして(6)代替案との比較でございます。

現在の河川改修が最良案として計画しておりますので、現計画が最良案と考えられますので、代替案についてはございません。

次に(7)コスト縮減計画でございます。

築堤材料について他の工事から発生材を有効活用することによりコスト縮減を実現しており、引き続きコスト縮減に努めてまいります。

次に(8)費用対効果でございます。

費用便益比 B/C は前回評価時の 4.44 に対し、今回は 9.96 となっております。この B/C の增加要因につきましては、次の洞堀川の事業概要を説明した後に合わせて説明させていただきます。

最後に評価について御説明させていただきます。

対応方針案でございますが、整備済み区間につきましては水害被害が軽減され、着実に事業効果が発現しております。未整備区間につきましても事業を進めていく必要がありますので、事業継続として行政評価委員会への諮問をお願いしたいと考えております。

続きまして、洞堀川の事業概要について説明させていただきます。

7 ページを御覧ください。

事業名は洞堀川総合流域防災事業、国土交通省所管の補助事業となります。

全体事業費は 24 億 1 千万円。採択年度は平成 2 年度、完成目標年度は令和 20 年度としており、前回評価時の令和 10 年度から 10 年間延伸しております。前回評価時の平成 21 年から東日本大震災の再評価休止期間を経て、現在事業を継続していることから評価の対象としております。

次に事業目的でございます。

洞堀川は河川断面が小さく、流下能力が低いため、洪水時には流域で越水し、耕地及び家屋への浸水被害が発生しております。このため土地区画整理事業と合わせまして、未改修区間の蛇行修正と築堤及び河川断面の拡大により、大和町の中心市街地でございます、吉岡地区の治水安全度の向上を図るものでございます。改修延長は 2,725m となっており、前回評価の事業概要に変更等はございません。

続いて 8 ページをご覧ください。

8 ページの事業の進捗状況等について説明させていただきます。

事業内容でございます。洞堀川は昭和 59 年から土地区画整理事業に合わせまして、暫定形での河川改修を実施してきましたが、30 年確率の流下能力を確保するため、順次下流から改修を進めているところでございます。

次に(2)事業費でございます。

前回評価の 19 億 5 千万円から今回 24 億 1 千万円となります。詳細につきましては、出来川と同様、9 ページを御覧ください。

事業費増額の要因につきましては、右側に示してございます。社会的な要因の変化として、物価変動や消費税の改定により、全体事業費は前回評価時より 4 億 6 千万円を増額しております。

内訳といたしましては、労務物価上昇による増額といたしまして約 3 億 9 千万円、消費税率の変更に伴う増額といたしまして約 3 千万円、働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額としまして約 4 千万円となってございます。

続きまして 8 ページ目にお戻りいただき、(3)事業の進捗状況でございます。

令和 6 年度までの事業費ベースでの進捗率は 61.5% となっております。

次に(4)事業を巡る社会経済情勢等でございます。

平成 27 年 9 月関東東北豪雨では、洪水氾濫により床下・床上浸水のほか、洞堀川沿川の警察署や消防署の公共施設にも浸水被害が発生し、国道 4 号が一時通行止めになるなど、社会経済状況に大きな影響を及ぼしたところでございます。

次に(5)期待される効果でございます。

事業区間でございます吉田川合流点から熊野橋までの区間の河川改修を行うことにより、治水安全度 1/30 を確保してまいります。令和 20 年度までの完成年度を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害が軽減され、交通途絶などの被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフラインの確保が期待されます。

続いて(6)代替案との比較検討でございます。

こちらにつきましては、先ほどの出来川同様、現河川改修が最良案と考えておりますので、代替案についてはございません。

次に(7)コスト縮減計画でございます。

掘削土につきましては、区画整理事業地内へ搬出し有効活用することによりコスト縮減を実現しております。引き続き、盛土材料に流用することでコスト縮減に努めてまいります。

次に(8)費用対効果でございます。

費用便益費 B/C は前回の評価時の 6.42 に対し、今回は 13.04 となってございます。この B/C の増加要因につきましては、この後の出来川の部分も含めまして御説明させていただきます。

最後に評価についてでございます。

対応方針案でございますが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果が発現しております。未整備区間につきましても、事業を進めていく必要がございますので、事業継続として行政評価委員会への諮問をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、便益の増加要因について説明させていただきます。

10 ページの補足資料を御覧ください。まず変化要因①といたしまして、河川事業の便益を算定する基準となる治水経済調査マニュアルの改定がございました。現行のマニュアルは令和 6 年 4 月に改定となっておりますが、令和 2 年度の改定により公共土木施設等被害の算定方法が大幅に変更になってございます。

改定点は主に 2 点ございます。

1 点目は公共土木施設被害と農地・農業用施設の被害の算定方法の変更でございます。この変更により、特に農地面積が多い河川で便益が増加する傾向となってございます。

2 点目は近年の水害データをもとに被害率を更新してございます。また、マニュアル改定により、被害額の算定は浸水深毎の被害率を用いており、高くなる傾向にございます。

次に変化要因②といたしまして、前回評価で実施していました氾濫解析に対し、地形データの細分化や解析精度の向上により、より現実的な氾濫区域と浸水深を算出できるようになりました。これにより、出水の際に発生する被害額に近づいた算定が可能となったことよ

り便益が増加してございます。

それでは、河川ごとの費用便益について表を用いて説明させていただきます。

11 ページを御覧ください。11 ページ目は出来川でございます。グラフについて、3 つのパターンを示しておりますが、左側が前回評価時、中央の棒グラフは前回の評価と同様、旧治水経済調査マニュアルを使った場合の算定、右側が今回の現行基準となるもので算定したものでございます。単色の棒グラフが総事業費、複数の色で構成されているものが総便益となります。流域における農地の割合が高いため、農地・農業用施設に対しての被害防止便益が 1287 億円となるなど、大幅な増加傾向にございます。

次に洞堀川でございます。

12 ページを御覧ください。洞堀川は背後に大和町吉岡の市街地が隣接しております、前回評価時の平成 21 年からの土地利用の変化と合わせまして、氾濫解析の制度の向上にも伴い、一般資産の便益が大幅に増加となってございます。

出来川同様、左側及び中央に示す棒グラフが旧マニュアルにおけるものでございまして、右側に示すものが現行マニュアルに基づく算定となってございます。右側に示します現行マニュアルにおきましては、農地・農業施設の便益は単位面積あたり被害額に農地面積を乗じて算出しており、市街化による実態に沿った農地面積に単位を乗じることにより、農地・農業用施設の便益は旧マニュアルにおける場合と比較して縮小となってございます。

以上が河川事業の説明となります。

続きまして、事前に各委員から出されたご意見を踏まえた再評価調書の修正箇所について御説明いたします。別紙の 2 ページを御覧ください。

出来川につきましては、合流後の一級河川における支川としての位置づけを示すよう意見をいただきましたので、資料 5 の 23 ページ、事業の必要性、上位計画等について、国土交通省における北上川水系河川整備基本方針について追記しております。

23 ページの右側の修正後の文言となります。

また、資料 5 の 32 ページにつきましては、写真が分かりづらいというご指摘をいただきましたので、着手前・完成後の写真として対比できるよう修正いたしました。

続きまして洞堀川についてでございます。

別紙の 3 ページを御覧ください。

資料 5 の 35 ページ並びに 37 ページにおける誤字を修正いたしました。事業名におけるふりがなについて、「どうほりがわ」から「どうぼりがわ」、30 年確率の「率」の誤字訂正を行っております。

また、出来川と同様、資料 5 の 38 ページ事業の必要性、上位計画等について、国土交通省における鳴瀬川水系河川整備基本方針を追記するとともに、出来川と表現を合わせるため、上位計画としての宮城県土木建築行政推進計画につきましても追記いたしました。

続きまして 4 ページ目でございます。

資料 5 の 38 ページ事業の必要性、事業を巡る社会経済情勢等について、令和 5 年 7 月に

指定されました鳴瀬川水系吉田川における特定都市河川の指定状況についても追記いたしました。

以上が事前にいただいた意見を踏まえた修正箇所の説明となります。

続きまして、委員の皆様から事前に頂戴いたしましたご質問についての回答を、参考資料に基づきまして説明させていただきます。

河川事業につきましては、出来川で 4 問、洞堀川で 4 問、河川事業共通として 2 問、計 10 問の質問をいただいたところでございます。

初めに出来川につきましては、6 番、吉田部会長より「江合川水系としての河川整備はどの程度進んでいるのか」とのご質問をいただいたところです。

江合川水系につきましては、出来川のほか、田尻川及びその支川についてこれまで河川整備を行ってきているところでございます。現在出来川につきましては、資料 5 の 33 ページに示しておりますとおり、下流から順次築堤工事を実施しているところであります。

田尻川本川は平成 10 年度に概成しており、支川となる百々川につきましては、平成 28 年度に田尻川合流部の百々川排水機場が竣工し、概成しているところでございます。

同じく田尻川支川となります佐賀川につきましても、令和 3 年度に田尻川合流部の佐賀川水門を供用開始し、現在は上流部の河川改修に向け、測量設計を進めているところでございます。

次に内田委員よりいただきました 7 番、8 番、9 番の質問への回答でございます。

7 番でございますが、「部会説明資料 10 ページ、治水経済調査マニュアルの改定により、農地・農業用施設の被害額は、比率で算出する公共土木・公益施設の被害額から切り分けられ、単位面積当たりの被害額で算出されることになり、そのため費用対効果が著しく増大することになったという理解で良いのか。また、調査マニュアルが改定された背景がありましたら教えてください」との御質問をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、内田委員のお見込みのとおり、最新の被害額に基づきまして、農地の単位面積当たりの単価を用いて計算しております。また、改定の背景といたしましては、国土交通省水管理・国土保全局が公表しております令和 2 年 4 月改定の治水経済調査マニュアルの概要によりますと、前回の平成 17 年のマニュアルでは古い被害額を算定根拠にしたため、近年の水害による被害実態を踏まえた被害率の更新を図る必要があり、平成 28 年度までの直近の被害額を統計に盛り込むなど、現在の被害額に近い形で改定されたものでございます。

次に 8 番目といたしまして、「国土強靱化 5 か年加速化対策予算により事業の進捗が加速されているか、評価できるデータがありますか」との質問でございました。

こちらにつきましては、資料 5 の 34 ページを御覧ください。このような山になった細かい数字で恐縮でございますが、こちらも建設費の費用、中段付近に記載しておりますが、国土強靱化 5 か年加速化対策により、出来川については約 5 億円ほど投資し、これまで事業の加速化につなげているところでございます。

次に9番としまして、「現状徐々に進んでいる工事により、この流域での洪水被害は軽減されているのか。また、費用対効果の算出についてですが、事業の進捗状況に応じ被害想定額が軽減されていくはずなので、軽減された被害想定額の合計で算出しているのか」との質問をいただいております。

初めに、事業につきましては資料5の33ページにあるとおり、下流から順次築堤盛土・河道拡幅による河川整備を進めてきており、河道断面が広がることで治水安全度の向上が図られております。

費用対効果の算出についてですが、便益は流域全体で事業着手時点から完了後までの総便益を算出しており、事業完了後に流域全体での総便益が確保され、一連の治水機能が発揮されるものと考えてございます。

出来川についての質問は以上となります。

続きまして10番から13番の洞堀川総合流域防災事業の質問についての回答でございます。

吉田部会長から10番の、「B/Cが13という非常に高い状況について。B/Cは1以上であれば問題ないが、むしろ高ければ高い方が事業効率の観点から望ましいと言えるのか。便益Bが被害想定額を基本として算定しているとすれば、さらに事業費を増やして住民のリスクを軽減すべきではないか」という見方もできるのではないか。B/Cには適正な水準があるように思いますがいかがか。特に市街地を流れる河川につきましては、Bに見合ったCを投入すべきではないでしょうか。」との御質問をいただいたところです。

県といたしましては、流域面積、人口、資産価値等を総合的に勘案し、県内の河川整備を進めているところであります、引き続き、国土強靭化実施中期計画などを積極的に活用し、河川整備を進めてまいります。

次に内田委員より質問をいただきました11番、「5ヵ年加速化対策予算により事業の進捗が加速されているかどうか」につきましては、先ほどの出来川同様、洞堀川についても資料5の49ページにまとめていただいております。建設費の費用対効果算出結果の建設費①費用中段の位置に、国土強靭化5ヵ年対策予算について、令和3年度以降約1億から2億円を投資し、事業の加速化につなげているところでございます。

次に12番、「評価調書42ページに『親水護岸等も整備する予定である。』との記載がありますが、この親水護岸の規模について教えてください」との御質問をいただいたところです。

現在、地元の大和町と調整を図っているところでございます。市街化も進んでいるところでございますので、地域の方々に親しんでいただける水辺空間にしていきたいと考えておりますので、引き続き大和町と調整を図っていきたいと考えてございます。

13番、三戸部委員より意見をいただきました。「部会説明資料8ページの事業についての誤字」につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

続きまして河川事業共通として2問、三戸部委員より御質問いただきました。

14番、「流域治水の考え方により、一級河川と関連する河川の全体計画の見直しが進めら

れている中で、本河川の位置付けを示すと分かりやすいのではないかと思う。また、全体像の見直しが進められている中で、県の計画は現状が最適なのか。それとも、見直しを進める中で、県の計画変更の検討は今後予定しているのか」との御質問でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、県河川の位置付けを示すためには、上位計画としての国土交通省の河川整備基本方針、並びに洞堀川につきましては吉田川における特定都市河川の指定などについて追記いたしました。県の計画変更の検討につきましては、今後国土交通省の方針を注視しながら、適時適切に進めてまいります。

最後に 15 番、「気候変動に対応した河川計画の検討予定があれば教えてください」との質問でございます。

河川の整備につきましては、近年の気候変動の影響によって水災害が激甚化・頻発化しており、国土交通省では気候変動 2 度上昇シナリオで降雨量約 1.1 倍、流量が約 1.2 倍に見直す方向が示されてございます。

県の河川につきましては、国土交通省の方針を注視するとともに、流域治水の観点からも河川管理者として現計画に基づき治水対策を進めていきたいと考えてございます。

以上が事前にいただいた質問の回答となります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田部会長：はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問、御意見はございませんでしょうか。河川事業全体でも個別の河川事業でも構いません。お願いします。

○北辻委員：はい。

○吉田部会長：北辻委員お願いします。

○北辻委員：最近の線状降水帯などの大雨があり、御説明がありましたように、国の方で基準を見直すという方向にあるということですが、例えば、この場合は 50 年に 1 回の計画でやっていますよね。大雨の。これも当然将来的に変わる可能性はあるのですか。それが変わると。

○千葉河川課長：基本的には、国ですと、宮城県では、北から北上川水系、鳴瀬川水系、名取川水系、阿武隈川水系と 4 水系が国直轄河川と位置付けられておりまして、その支川が宮城県管理というイメージになるかと思います。

河川整備基本方針というのは、今の 4 水系が水系ごとに基本的に策定しているものでございまして、その内部の計画を我々河川管理者は、概ね 30 年ということで河川整備計画というものを策定していくことになりますので、やはり直轄でそういう基本高水、計画高水の見直しというものがいれば、内部の計画になるかもしれません、そのような計画を反映した形での整備計画の変更というのは出てくるように考えてございます。

○北辻委員：はい、ありがとうございます。じゃあ、合わせていいですか。

○吉田部会長：はい、どうぞ。

○北辻委員：はい、じゃあ、ちょっと細かいところからよろしいでしょうか。

資料 5 の 20 ページに表がありまして、事業費の変遷が書いてあります。昭和 63 年が 75.8

億円ときて今回 95.3 億円とありますが、昭和 63 年から平成 20 年までは全然上がってないですよね。それが急に今回上がったなという感じがして、事情は説明されたとおりで理解できるのですが、この 2 番目、3 番目の記載は必要でしょうか。説明も恐らく平成 20 年度のみの説明だったので、2 番目、3 番目は不要かなという気がしました。それが 1 点。ご検討ください。

それから、工期が伸びるというのは、当然一番大きい要因は、圧密沈下によるプレローディングと言うのでしょうかね。ちょっと分かりませんけれども、これが計画どおり安定するのかというのが 1 つね。要するに、圧密しますよね。載荷して、それがある程度落ち着いたら嵩上げをしましょうという工法だと思いますが、これは予定どおり 1 年か 2 年か分かりませんが、どのくらいで落ち着くのか。場合によっては落ち着かなければ、さらに伸びる危険性がありますよね。という点が少し気になりました。

そして合わせて、なぜこの工法を取らなければいけなかったのか。やはりここは軟弱地盤であることを明確にし、このような工法が必要なのだと。だからこれに代わる工法はないのだということを明確に示されたら、仕方がないねということになるかと思いますが、なぜこの工法を取ったのか分からぬという点がありました。そうですね、そのあたりでどうかね。

あと、すみません。言葉の表現方法なのですが、資料 5 の 24 ページですね。事業の効率性というところがございますよね。その中の文章で、「出来川の流出が遅く、江合川本川ピーク時でも『かなり』の合流量が」とか、その次の下にも、「『かなり』の用地面積(約 26 万 m<sup>3</sup>)も必要となる」という『かなり』という表現はあまり使わない表現で、例えば下の文章であれば、「26 万 m<sup>3</sup>『相当』量の用地面積が必要となる」と「相当」という言葉の方が一般的ではないかなと思います。あまり見たことがないですね。『かなり』というのは。このままで良いのかもしれません、少し気になりました。はい、以上です。

○千葉河川課長：最初の委員の事業費の再評価の平成 10 年度、平成 15 年度の記載について、その辺についても調整させていただきます。

また、『かなり』については委員のご指摘のとおり、用地面積『相当』が必要となるというような形での文言に修正させていただきたいと思っております。

さらに、先ほどの軟弱地盤の話ですが、やはり周りが田んぼという特性がありますので、どうしてもそういった段階的に施工していくなければならないというところがございます。  
○北辻委員：すみません、もう 1 つ思い出しました。

B/C で非常に高い値が出たのは、農地及び農業用施設の被害の軽減ということだと思うのですが、農地は皆さん分かると思いますが、水利施設としては用排水機場なのでしかね、主に。要するに、「農業施設」と書いてありますが、これは「具体的にどのくらいあって～」まではいかないかもしないけど、いくつかの用排水機場、多分、用排水機場だと思います。この地区だと。だからそういうもののも、もう少し具体的に入れた方が分かりやすいと思います。農地の浸水害は皆さん理解できますが、施設の方が分かりにくいので。

○千葉河川課長：そうですね。26 ページの便益のところにも農地や農業施設ということできっくりとした記載がありましたので、その辺は、具体的なところを、注釈や文言で整理させていただきたいと思います。

○北辻委員：はい、ありがとうございました。

○吉田部会長：他にいかがでしょうか。

○高橋委員：はい。

○吉田部会長：では、高橋委員お願いします。

○高橋委員：出来川の資料の 21 ページ。資料 5 のほうですかね。資料で、事業費が上がる理由というのはやはり労務物価の上昇というのは各事業共通しているのかなと理解したのですが、この工事の中で「その他の工事」とかは特に予算の増加を見込んでいないようなのですが、これは労務費や物価に関わりのない工事なのか、もう終わっている工事なのか、この部分の予算見直しの必要はないのかを教えてください。

○千葉河川課長：こちらの「本工事」や「築堤・掘削・護岸工事」というのは、実際の現場での施工内容ということになりますので、例えば測量や試験費というのは委託業務といいますか、そういうようなところに付随してきますので、今回の増額については、それらには関わりがありませんし、測量委託関係につきましても、もう本格的に工事が入っておりますので、ほぼないという状況でした。ですので、「本工事」「掘削」「護岸工事」について率を計上しているという状況になってございます。

○高橋委員：「その他の工事費」も 31.9 億円ぐらいあるのですが、これも特に、もう終わっているという感じなのでしょうか。外注するにせよ、外注先だっては当然物価や労務単価が上がっているので、外注先が…

○千葉河川課長：増減が 0 億円になっているものにつきましては、ほぼ現時点の方で終了しているというような状況だと理解していただければ分かりやすいかと思います。

○高橋委員：ありがとうございます。

○吉田部会長：なぜ 0 なのかというのも少し注釈があると分かりやすいかと思います。

ありがとうございました。

庄子委員はいかがでしょうか。

○庄子副部会長：はい。この事業自体に直接ではないかも知れないのですが、洞堀川の防災事業の中で浸水被害が何回か起こっているのに、なぜ宅地化が進むのかという点が気になります。事業も長い期間行われていて、事業期間も伸びると。

本来ならば早めに事業を実施しなければいけないのに、軟弱な地盤でなかなか進められない中で、一方宅地化が進んでいるというところに矛盾を感じる部分があります。

例えば、宅地化を進める中で、宅地化を進めている事業でも何らかの対策が行われているのかどうか、そういったところがもし分かれば教えていただきたいなと思います。

河川の防災事業ももちろん進めていかなければいけないのですが、宅地の方でも何らかの対策が必要なのではないかと全体として感じたところです。

もし分かれば教えてください。

○吉田部会長：ここが、おそらく、写真を見ると市街化区域なんですよね。

市街化区域内のその河川整備のあり方についてということなんですかね、先生の解釈は。

○庄子副部会長：はい。

○千葉河川課長：河川事業とは外れるのですが、市街化に伴いまして1ha以上の場合、防災調整池というものを設置するよう義務付けているのが一点ございます。従来であれば雨が降ったものが地面に染み込んでいくのですが、市街化に伴い土への染み込みがなくなって、すぐに川に流れていくという事象が発生しますので、防災調整池を設置するよう義務付けているというのが1点ございます。

また、先ほど説明の中で吉田川の特定都市河川への指定の話も出ましたが、こちらにつきましては河川事業のみならず、流域全体でこれから治水対策をしてきましょうという中で、例えばコンビニエンスストア1つを建てるにしても、1000m<sup>2</sup>以上の建物であれば、雨水対策をしていくことが義務付けられたところでございます。

それは特定都市河川に指定されたところなのですが、そのように市街化に伴いましても、治水対策のみならず、雨水浸透対策もきちんと行っていきましょうというのが、これからを考え方になっていくのかなと考えております。

○庄子副会長：やっぱり合わせて実施していく必要があるかなと感じたので、どこかにそういう記載があってもいいのかなと思ったのですが、直接関係ないので、再評価調書の中で特にというわけではないかもしれません、少し気になったので質問させていただきました。

ありがとうございます。

○吉田部会長：ありがとうございました。

河川事業としてはなかなか言いにくいところだと思いますが、流域と一体的な雨水対策、おっしゃられたような雨水浸透枠の設置などを促していくだとか、そういうことも含め、いわゆる、今で言うグリーンインフラという言葉がキーワードになってくるかと思います。

市民沿川の住民や企業を巻き込みながら、緑化と共に雨水浸透対策を進めていくという、一つの河川を中心とした街づくりだと思うのですが、そのような流れもこれから必要なのだろうと庄子委員の話を聞いて思ったので、何かやはり少し、そのような記述を…

○千葉河川課長：膨らませるような…

○喜田部会長：そうですね。河川事業だけで済む話ではないということだと思います。

ありがとうございました。一通りご意見を伺いました。いかがでしょうか。

三戸部委員お願いします。

○三戸部委員：すみません。事前でも質問させていただいた気候変動に関わるようなところではあるのですが、今回、便益を見直すにあたって氾濫解析し直され、精度が上がったというところだったのですが、そういうふたつが並んでいた時に、流量を多めにするとか、感度分析のようなことはされているのでしょうか。

○庄司河川整備班長：計画規模の流量を流しております。今までのレベル湛水の、この一律の簡便な浸水の想定区域から、実際のシミュレーション、計画の流量を流して、基本的には氾濫解析をしているところでございます。

○三戸部委員：分かりました。もしそういったことをされているのであれば、その流量を増大した時にちゃんと被害の軽減ができるのかという、そういうことを示せる資料にもなるのかなと想像してお聞きしたところでした。

なかなかこのあたりの対応を進めていくのは難しいところもあるかと思いますけれども、完成する 20 年後までの間に、さらに状況が変わってくることも多分あるだろうと思いますので、ぜひ情報収集や見直しというのを積極的に進めていただければと思っています。

○吉田部会長：はい、ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

では、一通り御質問、御意見を伺いまして、これを踏まえて部会としてのまとめになりますが、県の対応方針は継続ということで、これまでの事業も浸水対策もその効果を発揮しているということで、このまま続けていくという基本的なお考えですが、それに対しては特に否定的な意見もなく、両河川とも継続妥当だというところだと思いますが、念のため一つづついきますと、出来川の総合流域防災事業に関しましては、部会の方向性としては、事業継続妥当と、県の方向性に沿って事業継続妥当の方向でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

もう一つ、洞堀川の総合流域防災事業についてですが、これも事業継続については、委員の先生方も進めてほしいということだと思いますので、事業継続の方向で部会として取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、委員の先生方からいただいたご意見は、ぜひ修正いただきて進めていただければと思います。

それでは以上で土木部の審議を終了します。予定していた議題は以上ですが、委員の皆様、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければこれで議事を終了したいと思います。

事務局に進行をお返します。皆様御協力ありがとうございました。

○武田企画・評価担当課長：長時間に渡り御審議いただきまして、ありがとうございました。

事務局から最後に 1 点だけ事務連絡をさせていただきます。

次回、9 月 12 日に現地調査がございます。

そちらの出欠確認について、委員の皆様に現在御依頼申し上げているところでございます。回答期限は 9 月 1 日までとさせていただいておりましたので、まだお済みでない方がいらっしゃいましたら、お手数ですが回答の方をお待ちしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。冒頭、スタートが遅れてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

以上を持ちまして、令和 7 年度第 1 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたしました。

たします。

本日はどうもありがとうございました。